

## 京都ふろしき振興会 2月23日ふろしき つつみの日 ロゴマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、ふろしき使用の普及啓発を目的に、2月23日が「ふろしきの日」であることをPRするため作成した、ふろしき つつみの日ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、京都織物卸商業組合 京都ふろしき振興会に帰属する。

### (使用目的)

第3条 ロゴマークは次に掲げる目的に限り使用することができる。

- (1) ふろしきの普及・PRに寄与する場合
- (2) 2月23日をふろしき つつみの日としてPRする場合
- (3) その他、京都ふろしき振興会会長（以下「会長」という。）が認める場合

### (使用基準)

第4条 使用目的に賛同する者は、次のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 京都ふろしき振興会及びロゴマークの信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適切でないとして認められる場合
- (8) その他、その使用が著しく不適切と会長が認める場合

### (使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

### (使用の手続き)

第6条 使用する者の中で、次のいずれかに該当する場合は、事前に使用申請書（様

式第1号)を提出し会長に承認を得なければならない。

(1) ロゴマークを使用した商品を製作する場合

(2) 販促キャンペーン等イベントでロゴマークを使用する場合

2 前項に規定する承認は、使用承認通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 申請にかかる受付窓口は京都ふろしき振興会事務局が行う。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用するものは次にあげる事項を遵守しなければならない。

(1) 第3条の目的のために使用すること。

(2) 第6条の承認を得た場合、後日、当該使用にかかる商品やイベントの記録(内容・写真等)を提出すること。

(3) 第6条の承認を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。

(承認の取消し)

第8条 会長は、ロゴマークの使用が規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は承認が取り消された場合、使用取り消しの日から使用できないものとする。

(経費等の負担)

第9条 京都ふろしき振興会は、第6条の申請に要した費用及びロゴマーク使用にかかる経費又は役務を負担しない。

(責任の制限)

第10条 ロゴマーク使用に係る損失補償、また、前条の規定により、使用承認の取り消しによって使用者に生じた損害について、京都ふろしき振興会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるものの他、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この規程は、平成25年11月1日から適用する。

※ふろしき つつみの日ロゴマークは商標登録済み